

## 第2回国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける 発注者責任に関する懇談会〈議事概要〉

【日時】平成18年6月6日(火)13:00~15:00

【場所】砂防会館 別館シェーンバッハ・サボー3F 穂高

【議論のポイント】

### 発注者の視点に基づく対応の方向性について

設計者の施工監理への参画を考える際、その弊害を十分考慮すべき。監督・検査の責任を明確にしたときに受注者の免責につながることも懸念される。

設計変更の発生原因は設計ミスや施工条件の変更など様々であるので、原因ごとに対応を分けて考える必要がある。

### 技術的業務の変遷について

土木においては直営時代の名残がかなり残っているのではないかと。VE方式を導入していることを考えれば、発注者自らが標準仕様を作る必要はないのではないかと。積算基準等の基準があるため、しがらみが出ているのではないだろうか。

発注者の造る技術が先細りしていくことに危惧を感じる。マネジメントも重要であるが、技術を議論できる人、技術を見られる人、技術を開発する人等は必要であり、技術が分からないのは問題。マネジメントは技術という前提があつてのものである。

造る技術が先細ったのは建設生産システムの中で契約相手を信用して選定してきたため、現場技術を割いてきてしまったのかもしれない。マネジメントは経験豊かな人材が担うべき。どのような人材をどう配置していくのか。

施工者も施工の様々な部分を専門業者に委ねざるを得なくなっており、元請けとしての技術力が低下しているのではないかと懸念もある。発注者が発注者のマニュアル、施工者のマニュアルを作成することは必要。ただ、結局マニュアルに頼ってしまい、新しいアイデアが出なくなってしまう。マニュアルは作成した時からメンテナンスが不可欠。

受注者に任せていけば適正に施工するという考え方が成り立たなくなっているのではないかと。コンサルタント業務の登録等は業法もなく、発注者が指名を前提にしている仕組みで、信頼できる会社を選ぶ考えになっているが、そのような時代ではなくなってきた。

広い意味での技術で分業体制が進み過ぎたため、全体を見渡せる技術者が発注者・受注者ともにいなくなっている。責任論を含めて、どういう枠組みがいいのか、役割分担をしっかりと議論していかないといけない。

### 調査・計画段階の位置づけについて

事業の上流にある調査・計画段階についてはどのような扱いをするか。調査に関する資格も特にない。失敗すると最初まで戻らなければならない。調査・計画段階は重要ではないか。

特に、橋梁補修等の維持修繕工事では、調査・設計の失敗が直接的に施工に影響するようになる。調査・設計も含めた総合的なマネジメントが必要である。

調査から計画、設計、施工にいたる各段階で不確実性の幅を狭めていく仕組みが必要である。また、上流側の段階に大きな予算をかける必要が出てくるのではないか。

### 発注者責任について

発注者の責任は、設計者や施工者、国民（第三者）など、それぞれの相手との関係について切り分けて整理すべき。

「発注者責任」は、誰と誰との関係か。責任の性格として法的責任、政治的責任、道義的責任等がある。責任の一部を受注者に負わせているのか、それとも作業の一部を受注者に負わせ、責任は発注者にあるのか。また、責任を負う能力に合わせて、責任の範囲を整理しないといけない。規制緩和で官から民への移行等の流れの中で、耐震偽装事件のような不祥事に対する目配りをどうするか議論して欲しい。

直轄事業、国の意思としてどうあるべきか示してもらいたい。責任論として議論することにより、自らすべきこと等の方策が見えてくるのではないか。

所管の違う関連法の罰や規定も多い。社会的なシステムとして、業行政、発注行政が課題解決に向けてそれぞれの役割分担、責任について議論していきたい。

### 次回の議論

造る技術とマネジメント技術の内容の整理も含め、参考資料P5のイメージを建設生産システムの各段階毎に整理して欲しい。また発注者の責任に対する整理（国民、施工者、設計者との関係）、さらに業行政及び発注行政のそれぞれのあり方について検討・整理して欲しい。

次回の中間とりまとめは、懇談会での議論の方向性、視点を踏まえてとりまとめたい。今後、個別の議論をする際に活用できるように、基本的な考え方を整理したとりまとめとしたい。